

教育委員会会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和元年8月教育委員会会議：定例会

期 日 令和元年8月21日（水） 開会 午後2時00分
閉会 午後3時40分

会 場 社会福祉センター2階会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員
熊倉 夏子 委員

傍聴者 2名

出席職員	教 育 長	茅野 達也(再掲)	教 育 次 長	花島 英雄
	教育総務課長	川島 淳一	学 務 課 長	林 一裕
	指 導 課 長	竹内 重幸	教育センター所長	榎本 泰之
	社会教育課長	高橋 慎一	文 化 課 長	鈴木 千春
	音楽ホール館長	曾山 澄雄	教育総務課企画財務班長	今川 孝夫
	学務課学事班長	山本 慎哉		
事務局	教育総務課教育総務班長	鈴木 康二	教育総務課教育総務班	千々岩和代

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

- ・議決事項4件の上程

2 報告事項

① 教育長より2件報告

・7月19日開催の印教連常任委員会及び教育長会議と好学チャレンジ教室について報告する。

1つ目の印教連常任委員会及び教育長会議については、定例で開催した。常任委員会では、主に教育長職務代理者研修、研修視察、教育功労者表彰等について協議した。職務代理者研修は、9月6日に開催する予定である。研修視察は四街道市が担当し、11月12日に行う予定である。印教連教育功労者表彰は、選考の手順、選考委員の選出、表彰式の日程等について協議し、来年1月31日に表彰式を開催することとなった。

続いて、教育長会議では県教育庁学校危機管理監、中村敏行先生を講師に招き、学校における働き方改革に関する県教育委員会の取り組み等について、事例をもとにお話しいただいた。

2つ目の好学チャレンジ教室である。全ての学校で、夏季休業中に好学チャレンジ教室を実施し、個別指導に取り組んでいる。教育委員会職員も学校を巡回した。どの学校も個別支援を行いながら、つまづいている分野の習熟に向けて指導していた。また、大学生や地域のボランティア、元教員の方々が加わって支援してくださっていた。引き続き個別指導を行いながら、基礎的な学習内容の定着に努めていく。

②教育懇話会（第1回目）について

【教育総務課長】

今年度第1回目の教育懇話会を7月27日土曜日、印南小学校において開催した。参加校は、印南小学校、間野台小学校、臼井中学校であり、3校による合同開催だった。当日の参加者数は52名であり、内訳は地域住民等一般参加者が4名、保護者の方が14名、教職員20名、教育委員会14名となっている。

当日は、教育センター職員による「佐倉市の家庭教育の充実に向けて」と題し、講話の後、家庭教育についてをテーマとして6グループに分かれて、子どもたちを取り巻く状況や学校や家庭での対応など、それぞれの立場から子どもたちの健やかな成長に向けた家庭教育のあり方について意見交換を行った。意見交換を通じて、学校、家庭、地域が情報交換を行いながら連携し、子どもたちにかかわっていくことの重要性を再認識するとともに、それぞれの立場で何ができるかを考える契機になったものと考えている。当日のグループ別発表やアンケート結果、感想などにもあるように、いろいろな方と話し合う中で改めて気づいたことや感じたことなどがあり、有意義であったとの意見が多くあった。今後も地域の皆様とともに佐倉の教育について考える機会を設け、いただいた意見等を教育行政に生かしてまいりたいと考えている。

③佐倉市スクールガード〈アイアイプロジェクト〉フォーラムについて

【学務課長】

7月30日、佐倉中央公民館において、第14回スクールガードフォーラムを開催した。小菅広計教育委員にご臨席いただいた。当日の参加者数は149名の参加となった。内訳は資料に記載してあるとおりである。今年度は、講師の佐倉警察署生活安全課企画係長、丸山広幸様より「地域での見守り活動充実のために」という題でご講演をいただいた。参加者からは、経験を踏まえた講演で興味深かった、ながら見守りならすぐできるので取り組みたいなどの感想をいただいた。

その後行われたグループ別意見交流会では、佐倉市内5地区の小中学校でグループをつくったことで、他地区の取り組みについて知ることができ、今後のスクールガードボランティアの活動の参考となったという意見があった。さらに、スクールガードボランティア、保護者、学校関係者の小グ

グループでの話し合いの時間を設けたことで、同じ立場として抱える課題や取り組みについての活発な意見交流が行われた。特に、保護者にはスクールガードボランティアのさまざまな取り組みと努力を知ることによって感謝の気持ちが高まったとともに、担い手不足という現状を知り、今後のPTA活動において協力していきたいという感想が多く寄せられた。学校関係者には、やりがいを感じられるという視点から感謝の会等の工夫、入学説明会でのスクールガードボランティアへの勧誘と具体的な方法があり、本テーマである見守り活動の充実と裾野の拡大に向けてについて有意義な話し合いになった。

全体を通して、スクールガードボランティアや保護者、学校関係者の連携が重要であり、皆様の支援を得て本事業が進められていることを改めて感じることができた。引き続きアイアイプロジェクト活動を充実させていけるよう尽力してまいりたいと思う。

④第1回佐倉市いじめ対策調査会について **【指導課長】**

7月5日月曜日に、別紙のとおりいじめ対策調査会を開催した。

6名の委員全員の出席の中、昨年度及び今年度6月末までのいじめの状況と今年度のいじめ対策についてお知らせし、意見交換を行った。大まかな内容としては、いじめ発見の方法について、SNS関連のいじめについて、生育歴や家庭への支援についてなどの意見交換ができた。次回は2月3日に2回目の調査会を行う予定である。

⑤令和2年度使用教科用図書について **【学務課長】**

令和2年度使用教科用図書については、佐倉市では7月の定例教育委員会議で採択をしていただいた。採択結果を印旛採択地区協議会事務局に報告をさせていただいた。このたび印旛採択地区協議会長から印旛採択地区内の全ての市町教育委員会が同一の教科書を採択しましたとの通知があったので、報告をさせていただく。

なお、教科用図書の採択結果や主な採択理由については、本日の教育委員会議以降、準備が整い次第、速やかに公開することを申し添える。

⑥いじめの状況について **【指導課長】**

1学期末、7月末までのいじめの状況について、認知件数は309件報告されている。前年度の同時期と比較すると49件の増である。内容は、冷やかしかからかい、悪口等が162件、軽くぶつかられたり遊んだふりをしてたたかれたり蹴られたりしたが74件報告されている。夏休みも残すところ1週間余りとなるので、気になる児童生徒に対しては家庭訪問や電話連絡を積極的に行い、新学期のスタートがスムーズに進むよう指導していく。

また、第5回はいじめ防止子どもサミットを8月9日、佐倉中学校を開場に開催した。今年度は、SNSによるいじめにスポットを当てて、小中学校別のグループ協議を中心に行った。詳細は、来月の定例会にて報告させていただく。また、本日の千葉日報に記事が掲載され、今週の23日から

26日のケーブルテレビの296ニュースの中で紹介されることになっている。

⑦感染症の状況について

【指導課長】

感染症について1学期の総括をする。4月5日から7月17日までについてお伝えする。今年度は、昨年度と比較して感染症の大流行はなかった。1学期最も多かった感染症は溶連菌感染症で、昨年度の半分、128名が罹患した。次に、感染性胃腸炎が128名、水ぼうそうが26名となっている。全国的に流行が報道された手足口病は3名の報告となった。また、熱中症の救急搬送が連日報道されているが、夏季休業中の中学校の部活動での救急搬送は1名報告されている。なお、1学期中は中学校で水泳指導中に1名報告があった。症状としては、どちらも比較的軽く済み、点滴後軽快した。今後も、水分補給や休息时间等をきっちりととるよう指導して予防に努めるよう、また学校のほうにも連絡したいと思う。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

感染症の追加である。夏休みに入っているのではほとんど増加はない。感染性胃腸炎についても4週前から減っているのでは、そのままの推移ということでは。ちなみに、印旛郡内の定点当たりの発生数は第33週、8月12日から8月18日で1.63である。その間の週、第32週が2.0なので、ちょっと減っている。それから、溶連菌については、これはもう1を切っていて、第33週が0.94、その前が1.25であるから、今後問題ないと思う。夏休み期間中なので、これ以上の増加は学校ではないはずで、2学期始まってどうなるか、そこだけちょっと注意しておいていただきたいと思う。

【委員1名より】

第14回佐倉市スクールガードボランティアフォーラムについては事業効果のところの第3番で、スクールガードボランティアの担い手不足という課題があり、それで対策が幾つか書いてあるが、人手不足というのはどのくらいの危機感というか、人数的にはどんなものなのか。

【学務課長】

年間を通してトータルで見ると、このスクールガードのほうに参加されている、見守り活動に参加されている方は大体1万人ぐらい、ここ何年かずっと推移しているのでは、極端に減っているということではないのだが、中心となって活動してくださっている方の高齢化の問題が一番大きいかと考えている。そういったことを含めて人手不足というふうに捉えているのだが、何点か改善策があったので、取り組んでまいろうというふうで考えている。

【委員1名より】

いわゆるながら見守りということなのだが、これには簡単に、時間そんなにとられないのでということになるが、ボランティアということになると責任が出てくるので、なり手が少なくなってくるかなと思う。一応ここ

に感謝会とか入学時の入学の説明会とかということで、なるべく広報活動をきちっとやっていただき、人数が減らないようにということで工夫をしていただければと思う。

【委員 1 名より】

スクールガードボランティアについて、佐倉のスクールボランティア活動というのは、本当に長期的に、献身的にやっていただいていると思う。特に中心となっている人も、もう長期にやっている方がいらっしゃると思うので、こういう方に対する顕彰というか称揚とか、感謝状とか、そういう制度は運用しているのか。

【学務課長】

このスクールガードボランティアに特化した称揚というのはない。ただ、そういった方については学校の活動であったり幅広く学校評議員であったり民生委員児童委員であったり、いろいろなところで活躍している方がいらして、そのような方々には市の教育功労者表彰ですとか、指導課のほうの表彰なども授与されている方がいる。

【委員 1 名より】

そうすると、学校単位で大体活動しているので、その学校単位としてボランティアに従事している方の把握というか、実態というのは大体学校単位で把握しているということ。

【学務課長】

はい。

【委員 1 名より】

そうすると、その中で長期間にわたって献身的にボランティアに従事している方についての称揚とか、そういうのは可能ということか。実際今までも表彰はしている事例もあるということか。

【学務課長】

委員がおっしゃるとおりで、学校のほうでは把握しているので、長年いろんな面で活動にご協力いただいている方については、学校のほうから推薦いただいて、そういった賞を与えているとか授与しているところである。

【委員 1 名より】

私も見ていると、随分長期に雨のときも、風のときも、寒いときもやってもらっているの、そういうところでボランティアも特化して見てもらって、献身的なボランティアをやっている方については積極的に、学校のほうで把握してもらった上で称揚してもらえれば助かるなど、そうすればその後の担い手についても続いてくるのではないかなというふうに思う。

【委員 1 名より】

第 1 回目の教育懇話会に、今回出席をさせていただいた。今回テーマが家庭教育についてということで、参加者の方、各方面から出ていただいたのだが、特にグループごとの話し合いというところで、過去の例えば、防災面であるとか、本当におのこの地域の考えと家庭の考えと先生方の考えという感じで、それぞれの立場からというところがあったのだが、今回

家庭教育というところで、地域の方のご自身が育った家庭教育環境の話や、保護者もちろん今現実的に目の前である家庭教育の話、先生方も学校で学校教育に携わっている立場、プラスアルファご自身の家庭教育、お子様のお話、ご自身の育った環境のお話なども交えて、非常にテーマに対して3者がすごく、皆さんのご自身の経験等を含めてお話し合いができていたなというふうに印象を受けたので、今回のテーマについて特に有意義なお話し合いが進んでいたのではないかなというふうに感じた。今後とも、こういったテーマ選び、いろいろと大変かと思うが、ご参加の皆さんがより一層話が活発に交わされるようなテーマ選びということで、またお願いしたいと思う。

【教育総務課長】

懇話会のほうは、学校のミニ集会とタイアップする形でやっているが、今いただいたようなご意見、また学校とも協議しながら進めたいと思う。

【教育長職務代理者】

夏休みもあと10日余りでまた2学期が始まる。ことしの夏は非常に暑いというか、なかなか涼しくなってくれないのだが、7月のこの会議でも報告があった、学校の空調設備、その後の進捗状況あるいは9月以降に間に合うのかどうか、その辺も含めてちょっと教えていただければと思う。

【教育総務課長】

教育長職務代理者からご意見いただいたように、4月に1度報告させていただいたが、6月末現在の状況では一応63%ぐらいの全体の進捗率で、7月末では81%ぐらいになっている。現在のところ予定どおり進捗をしており、予定どおり9月当初からはエアコンが稼働できる状況となっている。

【教育長職務代理者】

ぜひすばらしい環境で子どもたちが学べるようにお願いしたいと思う。

【委員1名より】

質問というよりも、ちょっとここから離れるが、今夏休みもあと10日ほどということで、新学期の始まる9月2日って結構自殺が多い。そういうことについては学校で何か注意を払うようなことはされているか。

【指導課長】

先ほどいじめのところでもあったように、心配な子に関しては前もって連絡をしたり、またちょっと学校に来てもらったりして、なれるようなことを各学校の実情に合わせてやっている。また、9月、今回は2日になる。そのときは必ず全児童生徒の所在の確認ができるようにしている。

【委員1名より】

この時期いつも質問をしていると思うのだが、運動会、中学校が残っている。どこの学校が組み体操をやるのか報告はくるのか。

【指導課長】

組み体操については、各学校からその状況、技の難易度について報告を受けている。中学校に関しては、1校が行うという報告を受けている。ただ、その学校に関しては全国の組み体操講習会に1回出た資料をもとに、安全な状況で行うというようなことになっている。

【委員 1 名より】

名古屋の学校で火を使ったパフォーマンスで事故が起こったということ、組み体操とちよつと違うのだが、そういう安全配慮を組み体操についてもきちつととられていると思うが、引き続き安全配慮をよろしくお願ひしたいと思う。

3 議決事項

議案第 1 号 令和元年度佐倉市教育費 8 月補正予算について
教育総務課長より上程議案の説明

内容： 資料 1 ページ、教育費 8 月補正、歳入歳出予算の総括となる。歳入予算について、教育委員会該当分の 8 月補正予算額は 321 万円の減額要求となっている。歳出予算については、歳出のほうの表の一番下の部分となるが、教育委員会分の 8 月補正予算額は 447 万 8,000 円の増額要求となっている。

続いて、資料の 2 ページ、歳入予算の概要について、上段の 14 款使用料及び手数料は、幼稚園使用料の減額である。幼児教育無償化に伴い、341 万 8,000 円の保育料歳入見込みを減額するものである。

次に、その下の 16 款県支出金、委託金 20 万 8,000 円の増額については、オリンピック・パラリンピック教育推進校に係る事業を千葉県の委託事業として実施し、実施後に経費の全額を委託金として収入するものである。対象校は印南小学校、寺崎小学校及び臼井南中学校となっており、オリンピック・パラリンピック競技の体験やオリンピックによる講演を実施する予定となっている。

続いて、3 ページ、歳出予算の概要について、1 項教育総務費、3 目教育研究指導費の教育課題研究事業 20 万 8,000 円は、先ほど説明したオリンピック・パラリンピック教育推進校に係る事業に要する講師謝礼、事業用消耗品費を計上するものである。

その下の 4 項幼稚園費、公立幼稚園就園援助事業 74 万 7,000 円については、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育無償化に伴う副食費免除対象者の保護者に幼稚園給食費の補助を行おうとするものである。

続いて、その下の 5 項社会教育費、(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業 326 万 8,000 円は、現在進めている(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設の設計業務委託において、実施設計の一部設計変更に伴う増額及び履行期限の変更による消費税額の補正を行おうとするものである。

続いて、その下の文化財補助事業 25 万 5,000 円は、市指定文化財である正光寺薬師堂仏像管理に要する経費に係る補助金となっている。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

歳入のところの幼稚園使用料と、それから歳出の教育総務費の報償費について、支出の項を見ると講師謝礼 15 万 8,000 円、それから需用費の 5 万となっているが、これは印南小学校、寺崎、臼井南、3 校でそれぞれ事業を行つて、年間この講師謝礼、それぞれ 1 回ずつお払いするということか。そうす

ると、それは年間何回、これは何回分を見積もっているか。

【指導課長】

各学校の実情に合わせて計画が出ている。印南小学校は心のバリアフリースポーツということで、年4回を講師として計上している。寺崎小学校は、レスリングということで2回、臼井南中学校はオリンピックを講師として1回ということで、計画を立てておりますので、各学校7万を基準に、その中で講師謝礼、また消耗品費等を計上しているような形になる。

【委員1名より】

実情に合ったという話だったので、その講師の方のポジションによっても変わってくると思う。年4回を7万であると、1回2万までいかないの、ちょっと講師の方もなかなか少ないかどうか、よくわからないが、その辺の差、例えば臼井南中だと1回で7万かかるという、そういう意味か。

【指導課長】

臼井南中でいうと、4万8,000円で1回お願いしているということになる。印南小学校は、1万5,000円を4回ということで講師をお願いしているというふうな報告である。

【委員1名より】

そうしたら一律7万ということではないということか。

【指導課長】

はい。

【委員1名より】

合計すると20万8,000円ということか。

【指導課長】

はい。

《議決結果》

可決

議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：本議案については、前回7月の教育委員会会議でご協議をいただいたものとなっている。内容については、現在特別職非常勤職員として任用している社会教育指導員と学校教育相談員の2つの職種について、新たに創設される会計年度任用職員として任用をしようとするものである。平成29年5月に地方公務員法が改正され、令和2年4月から特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用について大きく2つの制度改正が行われることとなった。1つは、臨時的任用職員、特別職非常勤職員の任用要件の厳格化についてであり、2つ目は新たに会計年度任用職員という制度が創設され、その採用方法や任期等が明確化されるというものである。

今回の条例改正は、このうちの特別職非常勤職員に係るものであり、これまで地方公務員法第3条第3項第3号では、特別職非常勤職員について臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずる職という規

定がされていた。今回の地方公務員法の改正により、専門的な知識、経験または識見を有するものがつく職であって、当該知識、経験または識見に基づき、助言、調査、診断、その他総務省令で定める事務を行うものと限るという規定が追加され、任用要件が明確化された。さらに、総務省の定めた事務処理マニュアルでは、助言、調査、診断等の該当する事務ごとに、該当する職種等が示され、これに該当しない職については会計年度任用職員に移行するなど、適正な処理が求められることとなった。

これらに基づき内容を精査したところ、教育委員会の関係では学校教育相談員、社会教育指導員が特別職非常勤職員に該当しないと認められたことから、この2つの職について本条例から削除し、来年度より会計年度任用職員として整理をしようとするものである。資料の1ページから3ページについては、今回の改正条例である。なお、条例の名称は佐倉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例となっているが、こちらは会計年度任用職員制度の創設に伴い複数の条例を改正する必要があるため、市長部局において関係する条例の改正を一括して提案するため、このような改正条例となっている。

今回の提案に係る教育委員会に係る条項は、資料2ページの第6条に規定されている特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に関する部分となっている。資料の4ページ及び5ページについては、今回の条例改正に係る新旧対照表を掲載している。また、6ページ以降については、現在の条例を掲載している。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第3号 佐倉市立幼稚園園児保育料徴収条例の一部を改正する条例について
学務課長より上程議案の説明

内容：今回議決していただく内容は、前回7月の教育委員会議でご協議いただいた条例改正である。子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月1日から公立幼稚園も無償化の対象となることから、公立幼稚園に係る通常の教育時間を対象とする保育料をゼロ円とすることと、預かり保育料の算定等に必要な事項を別に規則で定めることを規定するものである。

資料1ページから2ページは、今回の改正条例である。3ページから4ページには、佐倉市立幼稚園園児保育料徴収条例新旧対照表である。5ページから7ページは、現在の条例となっている。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第4号 佐倉市民音楽ホールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則
の制定について

音楽ホール館長より上程議案の説明

内容：このたびの規則の一部改正については、令和元年10月1日から消費税率が10%に改正されることに伴う使用料の改定である。市民音楽ホールの使用料のうち、舞台、照明、音響、映写設備、楽器の舞台等備品設備使用料については、条例の別表2において上限額の範囲内で種類または品目ごとに別に定めることになっており、佐倉市民音楽ホールの管理運営に関する規則第5条第2項に規定し、別表で定めているところである。

資料の1ページから3ページは、規則の改正案であり、別表に定める各舞台等備品設備使用料について、消費税分の負担割合を100分の110に改めたものとなっており、10月1日から施行しようとするものである。資料の4ページ以降については、協議の際と同様の資料となっており、7ページにかけては各備品設備の新旧対照表、8ページから28ページにかけては現行の規則となっている。

なお、算出した使用料の改正案については、全庁的な取り扱いにより10円未満切り捨てとしていることから、改正前の額が540円未満の場合、今回の消費税率改正に伴う額の変更は生じなかった。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

4 協議事項

協議事項（1）佐倉市教育委員会公告式規則の改正について

教育総務課長より上程協議題の説明

内容：資料1ページ、改正に係る背景等について説明をさせていただく。現在、教育委員会規則やその他教育委員会の定める規定で公表を要するものについては、佐倉市教育委員会公告式規則第2条の規定により、教育委員会会議で議決した日から起算して7日以内に公布することとされている。しかし、規則等のうち関連条例の改正等があわせて行われるような場合については、当該条例とあわせて規則の公布を行う必要があるが、条例の議決を行う市議会の議決が本公告式規則に定める7日以内に行われない場合、本来は同時または先に公布されなければならない条例よりも、規則の公布が先になってしまうという問題が生じてしまう。

具体的には、今回の議決事項の議案第2号の条例改正と協議事項（2）の規則改正において問題が生ずる見込みとなっている。協議事項（2）について、今回ご協議をいただき、次回9月18日の定例教育委員会会議に議案として提案させていただくことを予定しているが、そこで議決をいただけた場合、議決日から起算して7日以内である9月24日までに規則の公布をしなければ

ばならないが、議案第2号の条例改正は市議会に提案し、議決をいただく予定日が議会最終日の9月25日となる予定であり、規則に規定している7日より先の日付となってしまう。

したがって、このような問題を解消するため、教育委員会公告式規則の改正を行い、規則第2条第1項の会議において、議決をした日という文言の次に、括弧書きで条例の制定または改廃に伴う規則等の制定または改廃にあつては、同日または当該条例の公布の日のいずれか遅い日という文言を加えることにより、教育委員会会議の議決日と市議会の議決日との間に7日を超える日にちが生じる問題を解消しようとするものである。

なお、教育委員会公告式規則の改正については、本日ご協議をいただいた後、次回の教育委員会会議に議案として提出させていただき、議決をいただけた場合は、同日付で施行したいというように考えている。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（2）佐倉市立幼稚園園児保育料の減免措置に関する規則及び佐倉市立幼稚園預かり保育実施規則の改正について

教育総務課長より上程協議題の説明

内容：資料1ページ、令和元年10月1日から幼児教育無償化を実施するために、7月の教育委員会会議で協議案として提出した佐倉市立幼稚園園児保育料徴収条例の一部を改正する条例を令和元年8月佐倉市議会に提案する。条例が可決された場合、両規則の改正が必要となるものである。

1つ目は、佐倉市立幼稚園園児保育料の減免措置に関する規則についてである。3の対応方針、(1)については、通常の教育時間を対象とする保育料がゼロ円になることから減免規定が不要になり、削除するものである。この結果、預かり保育料の減額だけが規定として残ることになる。同様に、通常の教育時間を対象とする保育料の減免がなくなるので、区分に応じて段階的に定めていた減免額の記載が不要になる。資料2ページからは、佐倉市立幼稚園園児保育料の減免措置に関する規則の新旧対照表だが、このことから資料4ページ、5ページにある別表第1の表を削除し、預かり保育としての減額対象となる保護者の要件を規定する。対象要件は、課税状況と第何子の子どもかということだったが、当該要件に変更はない。また、減額の判定基準としている市民税情報の対象となる年度を規定する。これにより、これまで4月時点では市民税が決定されていなかったために、申請できなかった減額が可能になる。さらに、資料7ページの様式第1号と資料8ページの様式第2号について、不足していた箇所を修正するほか、用語の修正等規定の整備を行う。

2つ目に、佐倉市立幼稚園預かり保育実施規則についてである。資料9ページについて、預かり保育は、通常の教育時間終了後、午後5時までの保育を指す。1時間当たり150円で実施していることに変更はない。保育の必要性の認定を受けた者が無償化の対象となることと、当該預かり保育料の算定について上限等を規定する。なお、改正後の両教育委員会規則の規定は、令和元年10月1日から施行する。今後の予定については、本会議で協議案を提

出した後、9月18日に定例教育委員会会議制定案を提出し、10月1日から施行という流れとなる。両規則は、佐倉市行政手続条例に基づく意見公募手続について、同条例第38条第4項第2号及び同項第6号に該当するため、同手続を実施しないものとし、実施しない理由を公表するものである。

《協議事項についての質疑概要省略》

5 教育長閉会宣言

※次回の日程の確認

令和元年9月定例会 9月18日（水）午後2時00分より
1号館3階会議室